

兵庫県後期高齢者医療広域連合 第4次広域計画の概要

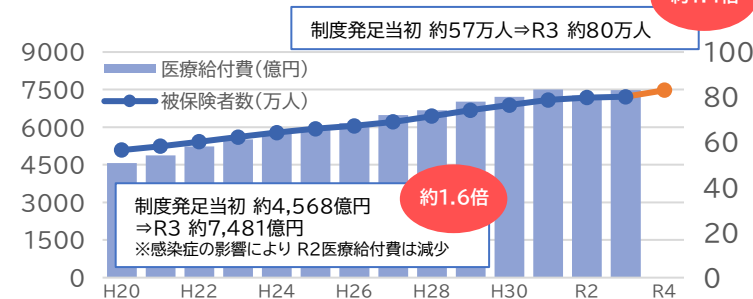
広域計画策定の趣旨

- **根拠法** 地方自治法第291条の7
- **目的** 広域連合及び関係市町が後期高齢者医療制度に関する事務処理を、総合的かつ計画的に処理する。
- **記載内容** 「後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること」「広域計画の期間及び改定に関すること」

後期高齢者医療の現状と課題

被保険者数と医療費の状況

ともに年々増加。今後も増加が見込まれ、医療費の適正化、保健事業の充実が求められる。

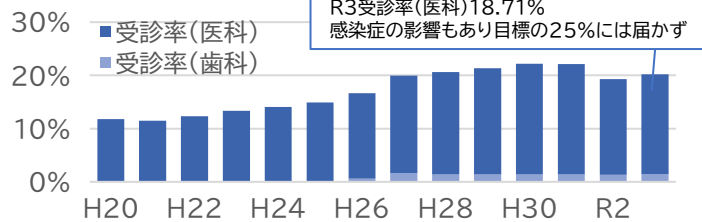


保険料の収納状況

R3現年分は99.61%

市町間の差や滞納繰越分の収納対策が継続課題

保健事業の実施状況



高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進については、市町と協力連携したきめ細やかな実施が求められている。(実施数:31市町※R4年度未見込み)

制度の見直しと国の動向

軽減特例廃止、高額療養費・自己負担限度額見直し、窓口2割負担施行。引き続き制度見直しが行われることも想定される。

基本方針

- 健全な財政運営**
交付金・補助金の活用。医療給付費に応じた保険料率の設定。保険料収納率の向上に向けた各種収納対策。
- 保健事業の充実**
データヘルス計画に基づいて推進。健康診査受診の必要性が高い被保険者に対する取組。歯科健診受診者数の増加。一体的実施事業を引き続き推進。
- 医療費(給付)の適正化**
レセプトや療養費支給申請書の点検による適正化。ジェネリック差額通知や医療費通知による取組み。重複頻回受診者への訪問指導。
- 広報広聴の充実**
ホームページ活用による迅速な情報発信。高齢者にわかりやすい広報資料の作成、発信方法の検討。懇話会の開催やパブリックコメントによる被保険者の意見の反映。
- 関係市町との連携強化**
市町職員を対象にした研修の充実。システムの標準化、共通化への適切な対応。
- 住民サービスの向上**
市町と連携した電算システムによる迅速・的確な事務処理。他広域との情報連携などによる事務効率化。マイナンバー制度の活用等によるサービス向上の取組
- 効率的な事務局運営**
業務委託や電算化などによる業務の効率化
- 計画の推進**
個別業務に応じた計画の策定(目標の設定・推進)

広域連合及び関係市町が行う事務と役割分担

	広域連合	関係市町
資格管理	<ul style="list-style-type: none"> 関係市町より提供された情報をもとにした被保険者台帳等の管理、資格の認定 被保険者証やその他の必要な証明書の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 資格の取得・喪失・異動の届出等の受付事務 被保険者証の引渡し・返還の受付
保険給付	<ul style="list-style-type: none"> 申請等に対する支給決定等、給付実績の一括管理 レセプトの点検・保管、医療費適正化事務、不正・不当利得の請求 	<ul style="list-style-type: none"> 給付申請書の受付、広域連合への送付
保険料の賦課・徴収	<ul style="list-style-type: none"> 保険料率の決定、保険料の賦課決定 収納対策研修会などの市町の取り組みへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> 納入額決定通知書の送付、決定額に関する問合せ対応 保険料の徴収及び滞納整理、申請の受付
保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 必要な経費の補助、必要な情報の提供 一体的実施事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 健康診査等の実施 一体的実施事業の実施(広域連合から受託)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 住民への周知・啓発・住民からの相談や苦情の対応 	

計画期間

2023(R5)年度～2029(R11)年度【7か年】

※関連する計画を踏まえて策定できるよう、計画期間を決定